Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第36回
仲裁条項ドラフティングの実務
（国際契約における仲裁条項ドラフティングにあたっての留意点・実例を解説）
講師：弁護士法人大江橋法律事務所　弁護士 茂木 鉄平 / 弁護士 多田 慎

ウエストロー・ジャパンと大江橋法律事務所では、企業の法務部門の方々を対象に、日々の業務の問題点の解決と最新の実務動向を共有することを目的とした、ワークショップ形式の勉強会を開催しております。

今回は、国際取引において広く利用されている国際仲裁について、契約書における仲裁条項のドラフティングという観点から、ドラフティングにあたって理解しておくべき基礎的事項、実際の仲裁手続を見据えた交渉戦略、見落としがちな実務上の留意点等について、事例検討を交えながら、網羅的に解説を行います。

日　　時：2017年11月16日（木）　17:00〜18:30
会　　場：大江橋法律事務所　千代田区丸の内2丁目2-1 岸本ビル2F
http://www.ohebashi.com/jp/firm/access.php#tokyo
定　　員：40名
参 加 費：無料
ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺
お申し込みはこちら：http://www.westlawjapan.com/event/study/171116s.html
お問い合わせ先：brand@westlawjapan.com
※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者にのみ配布いたします。

プログラム
17:00〜18:30　**講師によるワークショップ（質疑応答を含む）**
＊開催場所の都合により懇親会はございません。

※本勉強会は、企業の法務部門・知財部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。
また、各社2名様までとさせていただきます。
※申込者多数の場合は、申込順または抽選方式により参加者を決定させていただく事がありますことを、あらかじめご了承ください。

講師紹介　大江橋法律事務所

弁護士　茂木 鉄平（もぎ てっぺい）
1983年東京大学卒業、大手総合商社における勤務を経て、1989年弁護士登録。ベルギー・オランダに留学・研修し、EU独禁法実務等を経験。
約30年にわたり、国際取引法、独禁法、製薬関連法務、国際建設プロジェクトに関する法務、国際仲裁などを中心に国際企業法務に携わっている。
国際仲裁に関する主な著作として、「国際契約における仲裁条項ドラフティングにあたっての留意点 ― IBA Guidelines for Drafting International Arbitration Clausesを参考に―（上）（中）（下）」（JCAジャーナル2011年3月号・5月号・8月号）。

弁護士・ニューヨーク州弁護士　多田 慎（ただ しん）
2006年東京大学卒業、2008年慶應義塾大学法科大学院卒業、2009年弁護士登録。2015年Columbia University School of Law卒業、2016年米国NY州弁護士登録。英系法律事務所（ロンドンオフィス・ドバイオフィス）への出向、ICC国際仲裁裁判所事務局（香港）で勤務した経験を踏まえて、国際的紛争解決（仲裁・訴訟）、国際取引、コンプライアンスを中心に国際企業法務を広く取り扱う。国際仲裁に関する最近の著作として、「中国の人民法院が無効と判断した仲裁条項が有効であることを前提に出されたICC仲裁判断について、泰州市中級人民法院が中国本土・香港間仲裁判断相互執行協定に基づく承認・執行を拒絶した事例」（JCAジャーナル2017年7月号）、「2017年ICC仲裁規則の改訂とその意義」（国際商事法務2017年4月号）等。

ウエストロー・ジャパン株式会社
商品詳細：www.westlawjapan.com　お問い合わせ：brand@westlawjapan.com　0120-100-482（月〜金9:00〜18:00）

Westlaw

Westlaw

ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合弁会社です。

新日本法規出版株式会社　THOMSON REUTERS

WLI259_201710_FD